

長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について

県民文化部こども若者局次世代サポート課

1 改訂の目的

現行計画策定（令和5年3月）後、こども基本法が施行され「こども大綱」が閣議決定されたことから、「長野県子ども・若者支援総合計画」の所要の改訂を行う。

2 改訂の主な内容

こども基本法等を踏まえ、「長野県子ども・若者支援総合計画」の基本姿勢などの内容を修正するとともに、関連する法令改正の反映や施策の追加などを行う。（詳細別紙のとおり）

3 計画の概要

（1）計画の性格

本計画は、次の計画として位置づけられる。

- ・長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」における子ども・若者関連施策の個別計画
- ・県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例に基づく「行動計画」
- ・次世代育成計画支援対策推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- ・こども基本法に基づく「都道府県こども計画」

（2）計画期間 令和5年度～9年度（5年間）

4 改訂のスケジュール

	令和6年度								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体スケジュール	意見聴取・素案検討						計画案		改訂
子ども・若者との意見交換等	①	②③④⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
審議会 青少年問題協議会 社会福祉審議会	7/26 青少年 協議会							2/3 青少年 協議会	3月上旬 社福 審議会

【参考】子ども・若者との意見交換等の状況

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 若手社会人との意見交換会 | ⑥ 信州みらいフェス in 松本 |
| ② 第1回こどもモニターアンケート | ⑦ 第1回信州若者みらい会議 |
| ③ 奨学生との意見交換会 | ⑧ 第2回こどもモニターアンケート |
| ④ 信州みらいフェス in 東京 | ⑨ 第2回若者との意見交換会 |
| ⑤ 第1回若者との意見交換会 | ⑩ 第2回信州若者みらい会議 |

【参考】こども基本法

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について（基本姿勢の見直し）

基本姿勢（長野県子ども・若者支援総合計画）

【現行】

1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を取り巻く状況の変化や、子ども・若者の意識の変化を敏感に捉え、その思いに寄り添った必要とされる施策を実現します。

2 「対話」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において確保することにより、子ども・若者の声の施策への反映を実現します。

3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、子ども・若者に求められる支援を実施し、抱える問題を解決するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって施策を実現します。

参考：こども基本法（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、**個人として尊重され、その基本的人権が保障される**とともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

…

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び**多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること。

…

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【改訂案】

1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を権利の主体として認識し、**個人として尊重する**とともに、その**基本的人権を保障**し、子ども・若者の今とこれからの**最善の利益**を図るよう取り組みます。

子どもや若者の**各ライフステージに応じて**切れ目なく対応し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

多様な価値観・考え方を前提とした、若い世代の視点に立った結婚、子育ての希望をかなえます。

2 「意見反映」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において**必ず**確保することにより、子ども・若者の**意見**を施策へ反映します。

3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、若い世代の生活の基盤の安定を図る支援を実施するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって取り組みます。

子ども・若者が年齢や発達の段階に応じて、**多様な社会的活動に参画する機会**の創出に取り組みます。

参考：こども施策に関する基本的な方針（こども大綱）

①こども・若者を**権利の主体**として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの**最善の利益**を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応**し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、**多様な価値観・考え方**を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

一部改訂における主な施策の修正内容（案）について

第1章 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

○第1節 就業の支援

（2 人材育成）

・高校生や大学生が、長野県の基幹産業である製造業等の理工系分野について理解を深める機会を創出します。

（3 職場環境の改善による職場定着の促進）

・誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み実践する企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証し、広く発信することで、求職者等から選ばれる職場環境づくりを推進します。

・男性も女性も安心して働くことができ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望が実現できる子育て安心県を実現するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、職場における「イクボス・温かボス」を推進します。

（4 安定就労の促進）

・職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により、短時間正社員など多様な働き方制度の導入や同一労働同一賃金、非正規から正規への転換など処遇改善の取組を支援し、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。

○第2節 結婚の支援

（1 結婚支援体制の強化）

・新婚夫婦等に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの結婚応援パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。

（3 お見合い支援の強化）

・**【新】従来の婚活イベントが苦手な方、控えめな方でも、何処からでも気軽に対話と出会いにアクセスできるよう、メタバースによる仮想空間を活用した新たな出会いの場の創出に取り組みます。**

○第3節 妊娠、出産及び子育ての支援

（1 妊娠・出産の支援）

（3）安心して出産できる体制整備

・職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により、妊娠・出産を理由とした離職防止のための両立支援制度や多様な働き方制度の導入支援等を実施し、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。

1

第1章 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

○第3節 妊娠、出産及び子育ての支援

（2 子育ての支援）

（1）ニーズに応じた保育の提供

・**【新】保育施設や私立幼稚園等における園庭の芝生化の導入により、幼児期の運動量の増加や園庭の土埃抑制等、保育の質の向上を目指す各施設設置者の取組を支援します。**

・子育て家庭の一層の負担軽減を図る支援を国に提言するとともに、未就学児の子どもがいる子育て家庭の経済的な負担等の軽減を図るため、市町村と連携し「保育料軽減事業補助金」及び「子ども・子育て応援市町村交付金」により支援します。

・「保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の復職支援の強化や、保育所に対する相談事業の拡充に取り組むことにより、県内保育所における保育士不足の解消及び待機児童ゼロを目指します。

・**【新】子育て家庭と妊婦に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの子育て家庭優待パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で子育てを応援する気運を醸成します。**

・**【新】全天候型子どもの遊び場など、子どもの視点に立った施設等の設置を促進します。**

○第4節 職場環境の整備

（1 働き方改革の推進）

・県内企業に対し、働き方改革や男性の育児休業取得促進のための普及啓発、伴走支援や奨励金の支給による多様な働き方制度の導入支援等を実施し、働くことを希望する人がライフステージの変化に応じて働き続けられる職場環境の整備を促進します。

・職員が仕事と子育て・介護をはじめとする家庭生活を両立しやすい職場環境となるよう、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、管理職等が「イクボス・温かボス」宣言をし、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進等に取り組みます。

・職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により、短時間正社員など多様な働き方制度の導入や同一労働同一賃金、非正規から正規への転換など処遇改善の取組を支援し、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。

（2 女性の就業支援）

・**【新】県の創業支援拠点に女性起業家コーディネーターを配置し、起業相談や起業家向けコミュニティ支援を行うなど女性の起業を促進します。**

○第5節 ライフデザイン教育の推進

（1 ライフデザイン教育の充実）

・大学等においてライフデザインセミナーを開催することにより、学生等が結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインについて主体的に考える機会を創出します。

2

第1章 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

○第5節 ライフデザイン教育の推進

- (3 若者が抱く不安の解消)
・若手社会人等を対象とし、結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインセミナーを開催することにより、若者がライフデザインを学ぶ機会を創出します。

○第6節 地域の特性を生かした取組等

- ・移住者交流会の開催や「地域の教科書」作成など地域のルールや魅力の見える化を進めるとともに、移住者の不安解消と地域への溶け込み支援を充実させることにより、県内での定住を促進します。
- ・従業員への奨学金返還支援制度を設ける企業が負担した費用の一部を助成するとともに、若者の定着が見込まれる県内の制度導入企業を特設サイト等で広く周知します。

○第7節 社会全体の機運醸成

- (1 社会で支える仕組みづくり)
・新婚夫婦等に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの結婚応援パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。
- ・長野県将来世代応援県民会議のネットワークを活用して、「家庭の日」や「いい育児の日」を通じた県民意識の醸成、「ながの子育て家庭優待パスポート」協賛店舗の拡大及び電子化等、県民が一体となった子育て支援を推進します。
- (2 地域で支える子育て)
・県・市町村・民間機関等が連携・協働し、児童福祉・母子保健の一体的な相談支援を行う市町村における「こども家庭センター」の設置促進やショートステイや子育て世帯訪問支援事業等の充実により、子ども及び家庭を切れ目なく包括的に支援する体制の充実・強化に努めます。
- (3 男性の家事・育児参画)
・「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じた組織トップの意識改革、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の普及促進や企業訪問、「ながの子育て応援企業同盟」職員を中心とした講演会の開催やパパ手帳の活用等により、男性の家事・育児参画を応援するとともに、働き方の見直し、男性の育児参画等の意識醸成を進めます。

第2章 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

○第1節 子どもの貧困対策

- (4 教育費以外の経済的支援)
・国の保育料無償化の対象外である3歳未満児の保育料について、多子世帯や低所得世帯への減免を行う市町村を支援します。

3

第2章 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

○第2節 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援

- (1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援)
(1) 発生予防、早期発見
・県・市町村・民間機関等が連携・協働し、児童福祉・母子保健の一体的な相談支援を行う市町村における「こども家庭センター」の設置促進やショートステイや子育て世帯訪問支援事業等の充実により、子ども及び家庭を切れ目なく包括的に支援する体制の充実・強化に努めます。
- (2) 対応力と連携の強化
・要保護児童対策地域協議会の調整機関ともなる市町村における「こども家庭センター」の設置促進を推進するとともに、市町村内で専門性が蓄積されるよう、継続的な研修内容等の充実等に努めます。また、関係機関が連携し、児童虐待への早期対応が実現するよう、必要な助言を行います。
- (3) 社会的養育の推進、自立支援
・子どもの育ちにおける家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念を踏まえ、市町村における在宅支援体制の充実・強化、親子関係再構築支援の強化、乳幼児をはじめとする特別養子縁組及び里親等委託の推進に継続的に努めるとともに、在宅支援や里親養育支援における児童福祉施設等民間機関の有する資源の有効活用を図ります。
- ・児童を虐待等により保護者のもとから離し、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置といった社会的養護下におく必要があるときは、里親・施設等に対し必要な費用を支弁し、児童の健全な育成を図ります。

○第3節 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

- (2 不登校児童生徒の支援)
・学校内外の学びの場（フリースクール、教育支援センター等）との連携を強化することにより、子どもたちの多様な学びの場を確保、充実します。
- ・学校に行けない・行かない選択をした子どもたちの多様な学びの場の確保・充実を図るため、「信州型フリースクール認証制度」により「信州型フリースクール」に対する運営支援、研修・情報発信、連携促進等、トータルな支援を行います。
- ・学級復帰を前提とした支援や居場所だけの提供にとどまらず、その子に応じた多様な学びのメニューを提供できる校内教育支援センター等の取組を普及・推進します。
- ・学齢期を経過した者の教育機会の確保や、不登校児童生徒がより柔軟に学ぶことができる場の充実のため、夜間中学、学びの多様な学校及びその併設校の設置を検討する市町村の支援に取り組み、設置を促進します。
- ・不登校、ひきこもりやニートなど複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、子ども・若者支援地域協議会を運営します。
- ・子どもに関する様々な相談に総合的に対応する子ども支援センターや、不登校など学校生活に関わる様々な悩みについて対応する学校生活相談センターにおいて、きめ細やかに対応します。
- ・「多様な学びを考える支援者（民間・教員・保護者等）のつどい」を開催し、フリースクール等民間施設、保護者、学校、市町村教育委員会など、地域の連携づくりを進めます。

4

第2章 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

○第4節 ニート・ひきこもりの支援

(複雑性を踏まえた重層的な支援) (不登校、高校中退生徒等への対応)

・不登校、ひきこもりやニートなど複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、長野県子ども・若者支援地域協議会を運営します。

(早期発見・早期支援)

・子ども・若者のひきこもり防止のため、高校中退の恐れのある生徒に対しては「子ども・若者総合相談センター」が在学中から支援します。

○第5節 障がいの子どもの支援

○第5節 障がいの子どもの支援

(2 環境整備)

・【新】県内唯一の知的障がい児の福祉型障害児入所施設である信濃学園において、障がい児が安心して暮らせる施設環境を整備し、児童の安心安全を確保するとともに、一人ひとりのニーズに即した専門的療育や地域生活移行に必要な支援を行うことにより、地域に開かれた施設を目指します。

○第6節 発達障がいの支援

(4 社会におけるインクルーシブな対応)

・【新】推進員を配置し、ニューロダイバーシティ（神経学的多様性）の考え方の企業への普及啓発や若者の就労等を促進します。

○第9節 特に配慮が必要な子どもの支援

(1 予期せぬ妊娠への支援)

・「にんしんＳＯＳながの」において予期せぬ妊娠に悩む方の相談に応じるとともに、産前産後で安定した生活場所のない妊産婦に居場所の提供を行う等、関係機関と連携して援助を行います。若年妊娠に対して、高等学校等と連携し予期せぬ妊娠への対応等について啓発を行うよう努めます。

5

第3章 健やかに成長、自立できる社会づくり

○第2節 心身の健康の基盤づくり

(3 歯科口腔保健)

・【新】歯科医療職に興味関心を持つ子ども・若者の増加を目的とした職業紹介媒体を作成するほか、歯科健診実施の義務付けがない高等学校以上の学校での歯科健診実施を支援し、歯・口腔からの健康づくりを推進します。

○第3節 青少年の健全育成

(4 社会参加の促進)

・【新】若者の社会参画を促すため、行政や企業等に対して信州をよりよくする提案を行う場を設けるとともに、若者の交流を促進します。

・【新】政治・行政・職場・地域の重要な意思決定に若者が参画できるようにするため、県の審議会等に若者を積極的に登用します。

・【新】若者の居場所づくりを推進するため、地域ごとにユースセンター（高校生等の居場所など）の設置を促進します。

6

「長野県子ども・若者支援総合計画」の一部改訂に伴う意見交換等について



長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課

しあわせ信州

1

意見交換等の概要

「長野県子ども・若者支援総合計画」の一部改訂に当たっては、こども基本法に基づき意見交換会やアンケート調査を実施し、子ども・若者を取り巻く状況や課題の把握を行いました。

No	時期	相手方
①	R6.7	若手社会人との意見交換会（ライフデザインセミナー）
②	R6.8	第1回こどもモニターアンケート
③	R6.8	奨学生との意見交換会（県内外から長野県の魅力等を意見交換）
④	R6.8	信州みらいフェスin東京
⑤	R6.8	第1回若者との意見交換会（テーマ：ユースが活躍できる社会をつくるためには）
⑥	R6.9	信州みらいフェスin松本
⑦	R6.10	第1回信州若者みらい会議
⑧	R6.10	第2回こどもモニターアンケート
⑨	R6.11	第2回若者との意見交換会（テーマ：ユースセンター（高校生等の居場所等）について学ぼう！）
⑩	R6.11	第2回信州若者みらい会議



今回の改訂では、いただいた子ども・若者からの意見を、現計画の基本姿勢及び施策の展開に反映します。

【参考】こども基本法

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 第1回若者意見交換会

概要

日時：2024年08月31日（土） 10:00～12:00

会場：八十二別館 4階 AV研修室

テーマ：ユースが活躍できる社会をつくるためには

講師等：両角 達平氏（日本福祉大学 専任講師）、

阿部 守一 長野県知事

対象者：高校生以上30代以下の若者

参加者：30名（高校生：3名、大学生：2名、社会人：25名）

【プログラム】

1. 両角達平氏 講演：「ユースが活躍できる社会をつくるためには」
2. トークセッション 両角講師と阿部知事の対談
3. 参加者によるグループディスカッション・発表
(テーマ)
①：若者が影響力を持つためにはどういった社会・地域が望ましいか
②：理想の社会、地域と現実とのギャップは何か

【テーマ1：若者が影響力を持つためにはどういった社会・地域が望ましいか】

- ・若者が国や自治体と対等に扱われ、各自のスキルや能力が認められている社会。
- ・教育の自由さが担保されている社会。
- ・若者が意見を言える社会、そして言った意見が反映される社会。若者社会実現の第一歩として、議論の場に若者がいることが大切。
- ・自分のことを自分で決められる社会が理想。
- ・どういった人物が政治で影響力を持っているか、を知る機会が提供される社会。小さなことでも成功体験を積める社会。マイノリティの意見にも耳を傾けてくれる社会。

【テーマ2：理想の社会、地域と現実とのギャップは何か】

- ・認められているという実感。その実感が循環することで、理想の社会につながっていく。
- ・若者が社会を経験するための資金。
- ・人口構造上、日本は若者よりも高齢者が多く、行政の施策も高齢者寄りになってしまっている。若者の意見が通るよう、社会を是正していくことが必要。
- ・若者が理想をもって発言する・議論する場を増やしていく・教育を改革していくことが必要。行政においても民間においても、若者のリーダーが活躍しているかが重要。
- ・政治家にこそ、本日のような若者による議論の場や教育現場に出向いてもらいたい。



- ◆ 若者の意見が社会に反映されることが必要
(若者が議論の場に参画し、意見が反映される立場にいないことが必要)

3

(2) 第2回若者意見交換会

概要

日時：2024年11月09日（土） 13:30～16:00

会場：茅野市こども館会議室（茅野市ちの3502-1 ペルビア 3階）

テーマ：ユースセンター（高校生等の居場所等）について学ぼう！

講師等：両角 達平氏（日本福祉大学 専任講師）

関 昇一郎 長野県副知事

対象者：主に高校生 ※興味のある中学生、大学生等も参加可

参加者：17名（高校生：13名、社会人：4名）

【プログラム】

1. 両角達平氏 講演：「ユースセンターについて学ぼう！」
2. 実践事例紹介：CHUKOらんどチノチノ「こども運営委員会」
coto²（コトコト）運営メンバー
3. トークセッション：両角講師・関副知事・実践事例紹介者の
意見交換
4. 参加者によるグループディスカッション・発表
(1) なぜ若者と関わる活動や居場所は大事だと思うか
(2) ① 地域で同世代の若者と一緒に取り組みたいことは何か
② それを実現するために必要なことは何か

【テーマ1：なぜ若者の居場所や若者とかかわる活動があることが大事だと思うか】

- ・若者同士だけでなく、年齢や性別を問わない地域住民交流が創出できるため。気軽に立ち寄ってもらえる場所が必要と考えるから。
- ・家庭でも学校でもない、第3の居場所だから。他では味わえない、自分で考え選び取る経験が積めるのが魅力。

【テーマ2-①：地域で同世代の若者と一緒に取り組んでみたいことは何か】

- ・若者同士の交流の場として、キャンプや旅行の実施、体育館で遊ぶ等を行いたい。
- ・全国のみならずスウェーデンにあるユースセンターをめぐり、自分たちの運営・活動に活かしたい。
- ・地域のコミュニティに限らず、志を同じくする仲間としてつながりたい。

【テーマ2-②：それを実現するために必要なことは何か】

- ・地域の大人たちにも、より積極的に参加してほしい。
- ・こどもたちのアイディアを形にするには、どうしてもお金が必要になってくる。大人には金銭面の支援もお願いしたい。
- ・ユースワークに対して、学校でも認知し活動を応援してほしい。学校に知ってもらえれば、活動の幅が広がるのではないと思う。
- ・若者の活動や交流を促進する場として、体育館に集まって遊ぶ等が考えられる。その実現には、施設が必要。金銭面だけでなく、箱物としての施設を提供する等の面でも、おとな（特に行政）の力を貸してもらえると嬉しい。



- ◆ 若者が自分たちで考え、活動することのできる居場所が必要
- ◆ 若者たちの交流を促進することが必要
- ◆ ユースセンターやユースワークに対する大人の支援が必要

4

(3) 第1回こどもモニターアンケート

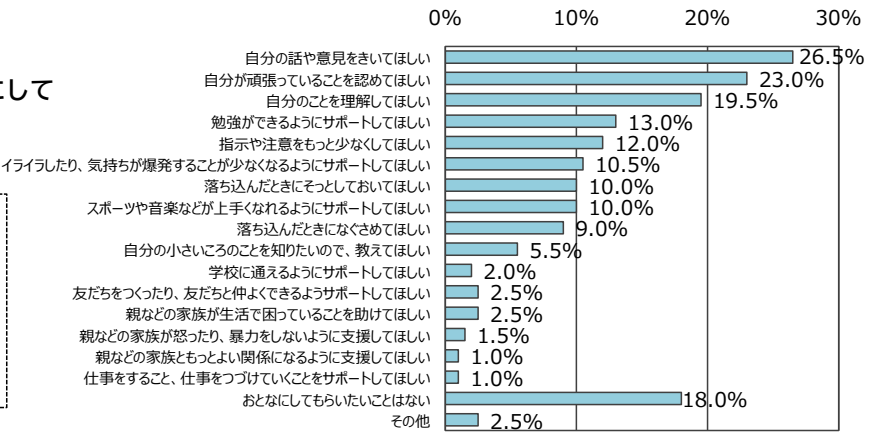
概要

1. 調査対象者
長野県内の小学5年生～高校3年生（もしくは同等年齢）
モニター登録者数 小学生125名 中学生102名 高校生（もしくは同等年齢）61名 合計288名
2. 第1回アンケート調査期間
令和6年8月19日（月）～令和6年8月25日（日）
3. 調査方法
依頼方法：こどもモニター登録者のメールアドレスへ回答URLを送信
回収方法：県からの受託事業者（（一財）長野経済研究所）のアンケートシステムによるWEB回答
4. 回収結果
回答者数 200名（小学生94名 中学生73名 高校生33名）
回収率 69.4%

アンケート結果

【問】親などのいっしょに生活しているおとなや、
こどもや家族をサポートする仕事のおとなにして
ほしい対応やサポート（複数回答）

「自分の話や意見をきいてほしい」（26.5%）、
「自分が頑張っていることを認めてほしい」
（23.0%）、「自分のことを理解してほしい」
（19.5%）といった自己肯定感につながる回答が
上位を占めた。（右グラフ参照）



n=200

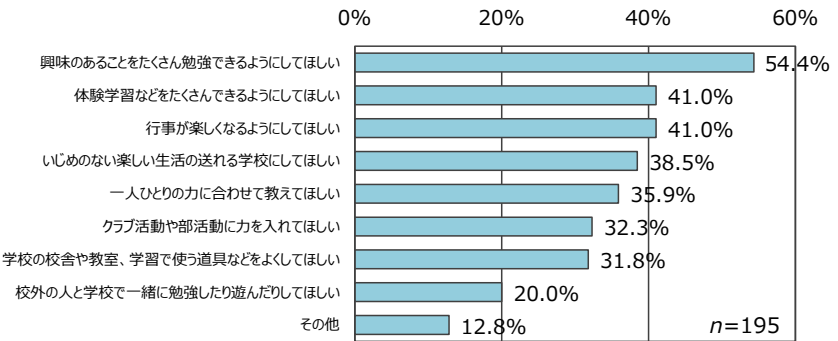
5

(3) 第1回こどもモニターアンケート

アンケート結果

【問】学校に望むこと（してほしいこと）（複数回答）

「興味のあることをたくさん勉強できるようにして
ほしい」（54.4%）が5割を超えた。
（右グラフ参照）



n=195

【問】長野県やまわりのおとなに伝えたいこと（自由記述）

- （小学生）【学校に関すること】夏休みを長くしてほしい。教室や体育館にクーラーをつけてほしい。部活をなくさないでほしい。
【その他】図書館や公園をもっと増やしてほしい。豊かな自然環境を守ってほしい。
- （中学生）【学校に関すること】学校の教育を、より生活で使えるものに変えてほしい。オンライン教育を推進してほしい。
【大人に関すること】大人が思っている以上に子どもは繊細で、助けてほしいときがある。思春期だからとか、仕事が忙しいからという理由で放っておかないでほしい。何かしてくれなくても、ただ近くにいてほしい。
何でも大人がやるのではなく、子どもに任せて、できることを増やしてほしい。
- 【県政に関すること】こどもの意見も社会に少しでも生かしてほしい。偉い人に会ってみたい。
こどもの意見を聞きたいのなら県が個々の学校に直接聞くなど、もっと大勢のこどもの意見を学校を通して聞いてほしい。
- （高校生）【学校に関すること】（治安や室温などの面で）安心して学べる自習室を増やしてほしい。
【県政に関すること】こどもの意見を聞く機会をもっと増やしてほしい。
若者の県外流出を防ぐよりも、若者が学びたい場所で学べるように支援することが必要だと思う。大切に
してもらった記憶のない故郷に戻ろうと考える若者はいない。
- 【その他】辛いときに相談できるLINE相談の日数を増やしてほしい。
悩んでいることや話したいことを気軽に話せる人は誰にでも必要だと思う。
もっと生きやすく、自分を表現できて、個人が生き生きと暮らせる社会になってほしい。



- ◆ 子どもの意見を聞き、施策に反映していくことが必要
（子どもを尊重することにより、子どもの自己肯定感を高めることが必要）
- ◆ 子どもの望む学びを支援していくことが必要

(4) 第2回こどもモニターアンケート

概要

1. 調査対象者

長野県内の小学5年生～高校3年生（もしくは同等年齢）

モニター登録者数 小学生125名 中学生102名 高校生（もしくは同等年齢）61名 合計288名

2. 第2回アンケート調査期間

令和6年10月18日（金）～令和6年10月31日（木）

3. 調査方法

依頼方法：こどもモニター登録者のメールアドレスへ回答URLを送信

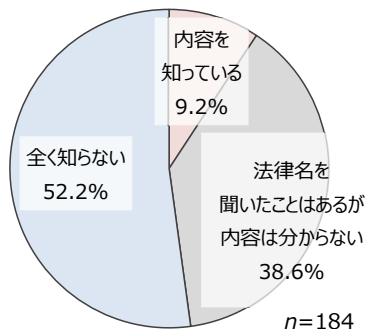
回収方法：県からの受託事業者（（一財）長野経済研究所）のアンケートシステムによるWEB回答

4. 回収結果

回答者数 184名（小学生94名 中学生67名 高校生23名） 回収率 63.9%

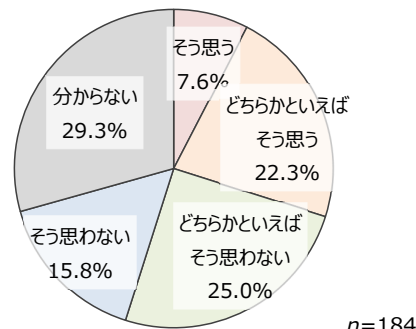
アンケート結果

【問】令和5年4月に施行された「こども基本法」を知っているか



「全く知らない」（約5割）、「法律名を聞いたことはあるが内容は分からない」（約4割）と認知度が低い。

【問】子ども・若者の意見が県の取組などに活かされていると思うか



「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計(約4割)が、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計(約3割)を上回った。また、約3割が「分らない」を選択しており、県の取組が子ども・若者に十分に認知されていない。

(4) 第2回こどもモニターアンケート

アンケート結果

【問】子ども・若者の意見を県の取組などに活かすために、どのような仕組みが必要だと思うか（自由記述）

（小学生）学校を通して授業や講演等、考える機会の場を増やす。

学校単位で県と共同で意見交換会やイベントを主催、参加する。

行政が現在やっている取組を、先生が学年に合わせて説明をし、それについての意見を募る機会を県が主導してつくる。

知事、こども若者局長と子どもたちでの対話（先生を含む）。

県の大人が小学校の子どもたちに直接話を聞きに来ることが必要だと思う。

今回のようなアンケートや、ネットを通じて気軽に意見を伝えることができる仕組み。

（中学生）政治家と学生の意見共有の場の創出。若者が議員等と対等の立場で意見を言ったりできる機会をつくる。

学校で今の長野県で変えてほしいところを一斉調査し、県が気になることを書いた人を集めて会議をする。

取組を知ってもらうためにYouTubeに広報動画を投稿する。ネタを散りばめて、話題になるように。

一人一台支給されている端末からいつでも意見を入力できるよう、GoogleClassroomにフォームをつくる。

（高校生）学校の中で、県の政策や取組について考える機会があれば、関心を持つことにつながる。

フランスの学校のように、生徒の代表が教員会議に参加する仕組みのようなもの。

難しいアンケートを定期的に行うよりも、イベントやふれあい活動を通して楽しみながらの方が子どもたちからの意見を聞きやすいと思う。

意見を聞くのもいいが、円滑に実行しやすい仕組みが必要だと思う。



◆ 子どもが意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会を確保することが必要

◆ 子ども・若者に子ども・若者に関する法律や県の取組を周知することが必要